

支援事業者から変更の届出があった。

平成 16 年 5 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人社団 藤岡会 御船清流園ヘルパーステーション 身体障害者居宅介護	事業所の所在地	上益城郡御船町御船 1062 番地 1	上益城郡御船町辺田 見 181 番地 1	平成 16 年 4 月 1 日

熊本県告示第 546 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成 16 年 5 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人社団 藤岡会 御船清流園ヘルパーステーション 知的障害者居宅介護	事業所の所在地	上益城郡御船町御船 1062 番地 1	上益城郡御船町辺田 見 181 番地 1	平成 16 年 4 月 1 日

熊本県告示第 547 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成 16 年 5 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人社団 藤岡会 御船清流園ヘルパーステーション 児童居宅介護	事業所の所在地	上益城郡御船町御船 1062 番地 1	上益城郡御船町辺田 見 181 番地 1	平成 16 年 4 月 1 日

熊本県告示第 548 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 5 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ナイスハート 託麻店 熊本市御領一丁目 12 番 25 号	特定非営利活動法人アイ・ネットワークくまもと	平成 16 年 5 月 12 日

熊本県告示第 549 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 5 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 5 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等